

桂川町農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時 令和6年7月10日（水） 午後4時30分～

2 開催場所 桂川町役場 3階 会議室

3 出席委員 10名

正議長	藤 春 郁 夫			最 適 化 推 進 委 員	
副議長	原 中 輝 司	6	高 嶋 征 敏	1 1	久 保 正 隆
1	池 部 稔	7	山 邊 俊 明		
2	野上伸太郎	8	神 崎 宏 昭	1 3	平 塚 重 義
3	竹 本 貞 男			1 4	樋 口 重 徳
4	林 英 明	1 0	原 中 壽		

4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

1. 議 案 第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
2. 議 案 第14号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
3. 議 案 第15号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
(推進機構を活用した賃貸借)
4. 議 案 第16号 桂川町農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)
5. そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	横山 龍一
係 長	藤木 秀臣
書 記	原田 海世

7 会議の概要

事務局	ご起立をお願いします。 只今より令和6年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。 (会長あいさつ)
議長	只今より令和6年度第4回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。5番 藤川房信委員 9番 中嶋和幸委員 12番 金田幸久委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
会場	(全員賛成)
議長	それでは議事録署名委員を2番 野上伸太郎委員 6番 高嶋征敏委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。 【議案書に基づき説明】
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。
議長	よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成ですので、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第14号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等
はございますか。

議長 久保委員 ここで言う使用貸借は分かりますか。
これは賃料を支払わない使用権と覚えておいてください。

林委員 利用権とは違いますよね。

議長 利用権とは違います。金銭が絡みません。今後このような形で出てくる
ことがあると思います。

事務局 賃料が発生しません。無償です。

議長 今から先はこのような形が出てくる可能性が多いと思います。高嶋委員
は分かりますよね。

高嶋委員 それとは別に佐賀の方面は、1町町（ちょうまち）や5反町があり、自
動給水の田を1反3000円で作ってくれるところがあります。そういう
事を言えば田を作ることによって利益が生まれますが、そう言う意味ではどうな
のでしょうか。

議長 それは金銭が絡みますので、普通の利用権設定になります。

高嶋委員 『それだけ田をきれいにしなさい』という事で言われるわけですね。
口頭注意は農業委員会が言いやすいとかはありませんか。普通ですと「自
分の田ですから荒らしても大丈夫」となるとは思うのですが、そこは金銭目的
で「田んぼをきれいにしなさい」という事で借りていると思いますが、農
業委員会が「貴方は3000円で借りているのだから、そこは刈るべきで
しょう」と言えるのでしょうか。

議長 農業委員会としては土地の所有者に対して「管理してください」農地パ
トロールで回りますのできれいにしてくださいという事です。

高 嶋 委 員	今は無償という事でも田を管理してもらう事によって、3 0 0 0 円を支払うという事が出てきていますので、どの様になるのかと思います。
議 長	九郎丸地区は、その辺りはお金をもらって管理しているのですか。
〇 〇 委 員	支払うのは地権者に払うのですか。
高 嶋 委 員	全然違います。
〇 〇 委 員	支払をしているからきちんと管理してくださいという事ですか。
高 嶋 委 員	地権者がいても管理できないのであれば市（町村）が2 0 万円の罰金という事になっています。市が罰金を言ってきて草を刈っています。
〇 〇 委 員	罰金制度があるのですか。
議 長	そこまでの強制力があるのかは疑問です。
〇 〇 委 員	ただ、あった方がいいとは思いますが。
竹 本 委 員	穂波や飯塚では放棄地は、1 万円で管理してもらうために耕作者に逆に支払いをしているそうです。そういう風になってくると思います。〇〇の値段は安いし、出来も悪い。
高 嶋 委 員	今後の課題です。
議 長	その様な形になる可能性があります。
〇 〇 委 員	新しい名前があるのですか。使用貸借の。
高 嶋 委 員	そのような時、どうなるのでしょうか。
事 務 局	多分 同じような事で、普通は耕作者が「お金を支払うから貸してください」というのが基本だと思いますが、逆に「草刈など含めて管理してください」という、桂川町内でも実際にあります。草刈費用ではありませんが支払いをしている方はいらっしゃいます。但し、利用権という形です。何らかの形で契約をしていないと、農業委員会も把握をしておく必要があります。

ます。耕作は出来ないような所だけでも一緒に含めて利用権という形でしている所はあります。確か吉隈だったと思います。

〇〇委員

草刈は耕運を含めてですね

事務局

はい。

議長

利用権設定している人は草刈りも含めて全部やっているという事です。今後は増える可能性があります。九郎丸はありませんでしたか。

神崎委員

九郎丸は、私が把握している中ではありません。私より以前であればその様な契約をしている方はいるかもしれません。

議長

使用貸借は金銭が絡まないという事です。他はよろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長

全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定しました。続きまして議案第15号 推進機構を活用した桂川町農用地利用集積計画の決定について議案を供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案書に基づき説明】

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等ございますか。

議長

先月も推進機構を利用した現金と物納の説明がありましたが、令和7年4月以降は推進機構を利用したものに全国なります。推進機構を利用するにあたり、色々な案が出て更新をしています。物納と現金。物は〇〇くらいしか入れない、あとは現金でというのは今まで推進機構は出来ませんでした。そういった事も含めて一緒にやっという形になりました。正式には8月9月になろうかと思います。色々課題もあり60市町村を集めて研修会などをしてはどうかという話も出ています。4月以降について

は、今現在 利用権を設定している分に関しては満期までは継続できますが、契約が終了すると推進機構を利用する事になっています。推進機構を最初から利用する事になってはいたのですが、なかなか進まないで国の方が法律で決めたような状況です。

林 委 員 対価の497キロというのは、コメとして払うのですか。

議 長 物納という事です。面積に対してです。反(たん)当り30キロの計算です。

林 委 員 普通の単価ですか。

議 長 安いです。

竹 本 委 員 大体 今30キロくらいです。

事 務 局 補足いたします。利用権という形で言っておりますが、議案第14号の利用権と【利用権】上は同じになります。但し、この議案15号の利用権は貸す人➡推進機構➡借り主に行きます。一旦、推進機構を挟んでの支払いになるという事です。今回は対価497キロですので〇〇より直接、物納されるという事です。令和7年4月から法律が変わり、このやり方になります。性質上は同じです。貸し借りの事は同じです。

〇 〇 委 員 だから推進機構になるのですね。

事 務 局 そういう事です。だから現金が一度、借りている方が推進機構に払い推進機構から貸主に行くという少し面倒なやり方になっています。

〇 〇 委 員 口座を通してですか。

事 務 局 そうです。

〇 〇 委 員 それは把握するためですか。

事 務 局 それもあります。集積、集約という事業になります、これは国が推進している事業になります。国としても実績などがいりますのでデータを集約するやり方になります。会長が先ほどから言われています様に今まだやり方が決定していないのでテストというか、今年度慣らし的な形で行い来年

4月からはこの形が浸透するという事です。推進機構がこのやり方で良いのか、60市町村に聞き取りを行い、それが出来れば8月9月くらいにこのような形でやりますという事を示すのではないのでしょうか。

〇〇委員 今年の分の小作料はそれで払うのですか。

事務局 今回のこの方の場合には物納ですから直接です。

竹本委員 今契約している分は継続ですか。

事務局 はい。そのまま継続です。

竹本委員 10年なら10年という事ですね。

事務局 契約が切れて更新のあとは新しい分に代わります。

林委員 推進機構は幾らか手数料がかかりますか。

事務局 いらないという事になっていますが、件数的に福岡県全部の事になりますので振込の仕方も、通常ですと振込手数料がかかると思いますが、おそらく推進機構が振込しますので今後どのようなようになるのかは不明です。

林委員 推進機構も人員を出しているでしょう。

事務局 事務員を増員して事業展開していきますという事になっていますが、飯塚農林にも推進機構から派遣している職員が一人から二人になっています。

林委員 推進機構は、国の機関ですか。

事務局 そうです。公益財団法人です。

議長 土地の売買は推進機構を使うと税金、登記手数料が節約できます。その一環です。3月31日までに利用権を設定すれば10年間は今の契約のままという事です。

竹本委員 今までの利用権設定では当人同士で契約を結ぶ形でしたが推進機構がするという事になれば、向こうから職員が出るのですか。

事 務 局	いいえ。結論的には一緒です。相対になります。
竹 本 委 員	相対で出して、中間管理機構が管理するという事ですか。
事 務 局	そうです。管理します。事務は、当農業委員会事務局がまとめて、ここから推進機構に対して申請となります。この経由があるので決定するまでに2か月ほどかかります。ですから始期を9月1日にしています。結局、ここで決定したことを推進機構に申請をし、県の方で許可が出る形になります。そういう事でずれ込んでいく事と、相対の所ですが今までの利用権設定で言うと、農業委員、推進委員、農地連絡長のサインが必要でしたが、推進機構を活用した利用権になると不要です。そうすると農業委員、推進委員が把握するのが難しくなるという懸念もあります。総会には必ずありますが今まで通り印鑑を取りに来られるとか言うものがなくなりますので。
竹 本 委 員	総会で判明するという事ですか。
事 務 局	そういう事です。事前に分かっていたものが総会まで分からないという事になりますので、事務局としても懸念があります。 とにかく、今までと同じ。申請書が1枚になるという事です。
議 長	色々な話が出てくると思いますので、その都度、皆さんにお知らせします。 他はよろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号 推進機構を活用した桂川町農用地利用集積計画の決定について議案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	全員賛成ですので議案第15号は原案のとおり決定しました。 続きまして議案第16号桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 議案に供します。審議番号①番について説明をお願いします。
事 務 局	【議案書に基づき説明】
議 長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等ございますか。

事 務 局	補足いたします。今回 対価概算額として35万、畑で高いのではと思われるかもしれませんが、周囲がフェンスで囲まれています。所有者の方が草刈まで綺麗にして次に買われる方に渡すという事を含めての金額です。
高 嶋 委 員	推進機構を使って土地の移転を行うわけですが、農地として使用するのが前提としてあるわけですが、それを数年以内に宅地として転売したり、宅地として造成したりしても罰金とかはないのですか。
議 長	罰金というより基本的には今までと同じで5条申請 4条申請で、出てくるといような形です。
高 嶋 委 員	でもこれは、〇〇に一回ではないですか。基本、〇〇は勧誘しないから5条までいっても直ぐ〇〇。
事 務 局	ただ実際、ここは青地です。いわゆる農業振興地域になりますので、通常3条等で農地を取得した場合、1年1作という要件があります。他の市町村では何年と決めている所もあろうかと思います。ただ、先々 4条なり5条なりになりますが、青地から白地に変更する手続きが必要になってきます。
議 長	言われている事は分かります。なんでも出してよいかという事です。小郡に大きな物流センターが出来ます。22町です。畑などありますが、一度にそういうものを作ってよいものかと思いますが、申請がなされるので。〇〇では任せていますので。許可案件ですから仕方ないです。 よろしいですか。それでは採決いたします。審議番号①番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	全員賛成ですので審議番号①は原案のとおり決定しました。 続きまして審議番号②番について議案に供します。審議番号②番について説明をお願いします
事 務 局	【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございますか。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。審議番号②番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので審議番号②番は原案のとおり決定しました。その他事項について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【その他事項】

1. 非農用地証明願いについて
2. 農地パトロールについて
3. 公務災害補償制度の加入手続きについて
4. 椿油粕の使用上の注意について
5. その他

次回の総会は8月9日金曜日に行います。以上を持ちまして桂川町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____